

JDCショーダンス競技規程

① 使用楽曲

- 1.1 ショーダンスに使用する楽曲については別に示す「ショーダンス楽曲規程」に定める。

② 種目

- 2.1 ボールルームショーダンスにおいては通常ボールルームダンス競技会の 5 種目の中から1～5 種目を選択しなければならない。
- 2.2 ラテンアメリカンショーダンスにおいては通常ラテン競技会の 5 種目の中から1～5 種目を選択しなければならない。

③ リハーサル

- 3.1 出場選手はエントリー受付後に伝えられる方法で事前に作品のチェックを受けなくてはならない。
※②の規定が守られているかも同時にチェックを行う。
- 3.2 出場選手は競技の際、チェックを受けた作品と同じものを踊らなければならない。

④ 時間

- 4.1 入場から完全な退場までを 4 分以内とし、いかなる場合もこの時間を超えてはならない。
- 4.2 制限時間を超えた場合は、その時点で失格とする。
- 4.3 曲のスタートは選手が指定する任意の時点とする。
- 4.4 入場とは二人もしくはどちらか一人の脚がフロアーに入った時点の事とし、完全な退場とは二人の脚がフロアーから完全に出了た時点の事とする。

⑤ リフト

- 5.1 作品内で 3 回のリフトを行うことができる。リフトは作品のどの部分にでも入れることができる。
- 5.2 1 回のリフトは 15 秒以内とする。

⑥ 音楽

- 6.1 使用する音源については「ショーダンス楽曲規程」に定める。

⑦ 照明

- 7.1 事前に選手が指定した照明で競技を行う。(会場の照明技術が可能な範囲の照明となることを留意すること)
- 7.2 主催者はショーダンス選手権出場選手に対し、事前に使用可能な照明機器を伝えなくてはならない。
- 7.3 ショーダンス選手権に出場する選手は、指定の期日までに使用楽曲と照明台本を提出しなくてはならない。

⑧ 小道具

- 8.1 選手の衣装の一部ではないアイテム、衣装と切り離すことができるアイテムは小道具とみなされる。
- 8.2 入退場時及び演技中に小道具を使用することはできない。

⑨ 演技順

演技の順番は、当日出場する全ての選手又は代表者のいる中で抽選を行い決定する。

⑩ 審査方法

以下の審査項目専任の審査員による採点方式。全ての審査員の点数の合計点で結果を決定する。

- 1) カップリング
- 2) 音楽との調和
- 3) 演出
- 4) スペシャルティー(個性、独創性など)

⑪ 審査委員長

ショーダンス選手権大会内で競技が規程に則り公正かつ適正に行われるために必要な決定について、最終決定権は審査委員長に与えられる。

以上